

敦賀美方消防組合液化石油ガス法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年福井県条例第44号）の規定により液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち関係市町が処理することとされた事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見書の交付申請)

第2条 法第36条第2項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。）第56条第2項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備（以下「貯蔵施設等」という。）の設置又は変更の許可に係る意見書の交付を受けようとする者は、意見書交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて消防長に提出しなければならない。

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書又は貯蔵施設等変更許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 防火管理に関する計画書

(意見書の交付)

第3条 消防長は、前条の規定により申請があったときは、別に定めるところにより審査等を行い、意見書（様式第2号）を交付するものとする。

(液化石油ガス設備工事届書の提出)

第4条 法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出は、省令様式第48の液化石油ガス設備工事届書に次に掲げる関係書類を添えて、工事場所を管轄する消防署長に提出しなければならない。

- (1) 液化石油ガス設備工事概要書（様式第3号）
- (2) 施設又は建築物全体の付近見取図
- (3) 貯蔵設備の位置及び周囲の状況を示す図面
- (4) 配管図面
- (5) 気密試験の記録を示す書面

(6) バルク貯槽による供給設備にあつてはバルク貯槽の特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写し

(立入りの証明書)

第5条 法第83条第8項に規定する身分を示す証明書は、敦賀美方消防組合火災予防条例施行規則(昭和48年敦賀美方消防組合規則第1号)第2条に規定する証票とする。

(申請書等の提出部数)

第6条 第2条及び第4条の規定に基づき提出する申請書等の部数は、2部とする。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に敦賀美方消防組合液化石油ガス設備工事の届出等に関する事務処理要綱(平成8年敦賀美方消防組合訓第10号)第4条の規定によりなされた届出は、この規則によりなされた届出とみなす。